

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 応援体制等の整備

応援体制等の整備

- 総務課防災危機管理室
- 消防本部 自衛隊

【基本方針】

大規模な地震・津波災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的あるいは専門的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から応援体制を整備しておくものとする。

【計画目標】

地震・津波災害時の応援体制整備計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第1節「応援体制等整備計画」に準ずる。市は次のような応援体制について整備に努めるものとする。

1. 市町村間等の相互協力体制の整備

地震・津波災害の大きな特徴として広域での被害の発生が挙げられる。特に周防灘に面する本市では、海洋型の巨大地震が発生した場合には津波による被害を想定しておく必要があることから、市は平常時から隣接市町村と地震や津波に関する情報の相互共有も含めた協力体制を確立しておくよう努める。

2. 市・県と自衛隊との連携体制の整備

地震・津波災害は広域かつ甚大な被害となることが予想されるため、市は平常時から県や自衛隊との相互支援体制を構築しておく。

3. 防災関係機関の連携体制の整備

- 1) 警察（福岡県警察本部）
- 2) 消防機関（消防本部、京築広域消防本部など）
- 3) 食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制

4. 応援活動のための体制整備

- 1) 支援活動の準備
- 2) ボランティアとの連携体制の充実

5. 航空機による相互応援体制

6. 活動拠点の指定